

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2026年4月1日現在
~2026年3月31日	2026年4月1日~	

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>目次 第10章 雑則 第100条~第103条 (略)</p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>目次 第10章 雑則 第100条~第103条 (略) 第104条 発信者番号通知 第105条 JAPANローミング™の利用</p>
<p>第10章 雑則 第100条~第103条 (略)</p>	<p>第10章 雑則 第100条~第103条 (略)</p> <p>(発信者番号通知) 第104条 当社は、移動無線装置からの通信については、そのオープンコンピュータ通信網サービス(モバイルアクセスを使用して通信を行うことができるものに限り、)に係るモバイルアクセス回線番号を通信の相手先へ通知します。 ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出した場合(当社が別に定める場合を除きます。)には、モバイルアクセス回線番号を通知しません。 (注) 本条に規定する当社が別に定める場合は、緊急通報に係る機関が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合とします。</p> <p>(JAPANローミング™の利用) 第105条 オープンコンピュータ通信網契約者は、この条に定めるところに基づき、JAPANローミング™を利用することができます。 2 JAPANローミング™とは、株式会社NTTドコモが天災、事変その他の非常事態の発生により自社の卸携帯電話サービスの提供が技術的に困難であると判断した場合において、ドコモ協定事業者(株式会社NTTドコモとJAPANローミング™に係る事業者間契約を締結した電気通信事業者をいいます。以下この条において同じとします。)が、株式会社NTTドコモからの要請を承諾して移動無線装置(株式会社NTTドコモが定めるSIMカード等又はそれに相当するSIMカード等を装着したものに限り、)との間</p>

～2026年3月31日

2026年4月1日～

に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。

3 JAPANローミング™を利用可能なオープンコンピュータ通信網サービスは、当社が前項に定める株式会社N T T ドコモの卸携帯電話サービスを利用して提供するものであって、次のいずれかに該当するものに限ります。

- (1) ボイスモード（音響の伝送交換を利用目的とした通信の種類をいいます。以下この条において同じとします。）による通信が利用可能なもの
- (2) 付加機能（簡易メール（SMS）機能）による通信が利用可能なもの

4 オープンコンピュータ通信網契約者が利用可能なJAPANローミング™には、次の方式があります。

方 式	内 容
1 フルローミング	ボイスモードによる通信及び付加機能（簡易メール（SMS）機能）による通信が利用可能なもの
2 緊急通報のみ	ボイスモードによる緊急通報に限り利用可能なもの

5 当社は、JAPANローミング™が利用可能な状態となった場合は、利用可能な期間及び方式についてオープンコンピュータ通信網契約者に通知します。

6 JAPANローミング™は、JAPANローミング™に対応する移動無線装置に限り利用することができます。

7 JAPANローミング™に係るドコモ協定事業者において運用上又は技術上の支障が生じた場合は、JAPANローミング™が一時的又は継続的に利用できないことがあります。

8 オープンコンピュータ通信網契約者（ボイスモードによる通信が利用可能なオープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける者に限ります。）は、JAPANローミング™の利用にあたり、あらかじめ次の事項に同意するものとします。

- (1) JAPANローミング™を利用した緊急通報においては、第104条（発信者番号通知）の規定にかかわらず、モバイルアクセス回線番号に代えて、そのモバイルアクセスに接続されている移動無線装置に装着されたSIMカード等に係るIMSI番号をその緊急通報に係る機関へ通知する場合があること。
- (2) JAPANローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「184」又は「186」をダイヤルした場合、緊急通報ができない場合があること。
- (3) JAPANローミング™を利用した緊急通報の発信に先立ち「184」をダイヤルする等した場合であっても、モバイルアクセス回線番号又はIMSI番号が、その緊急通報に係る機関へ通知される場合があること。

I P 通信網サービス契約約款 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2026年4月1日現在
～2026年3月31日	2026年4月1日～	
		9 JAPANローミング™に関するその他の提供条件については、オープンコンピュータ通信網契約者に別に通知するところによります。